

「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」 の策定方針について（案）

1 これまでの取組

本市では、公共施設に附帯された駐車場について、受益者負担の適正化や財源の有効活用
の観点から、施設のリニューアル等に合わせて個別に有料化を進めてきました。市の公共施
設の駐車場は、下表の施設を除いて、基本的には無料となっています。

施設名	運営区分	駐車台数	料金	有料化した 時期
東名バスストップ (道路総務課)	貸付 (道路占 用許可)	37台	1時間 100円 入庫後 24時間最大料金 500円 ※最初の 30分無料	H27.7～
中央公園地下駐車場 (市街地整備課)	指定管理	500台	30分 150円 入庫当日最大料金 平日/900円 土日祝/600円 【夜間料金（22時から翌7時）】 1時間 100円	H3～市営 として供用 開始 H23～指 定 管理導入
アミューあつぎ (生涯学習課)	委託	73台	30分 150円 ※商業施設利用者の駐車サービスは、店舗 ごとに無料時間設定	H26 オープ ン当初から
市立病院駐車場 (施設用度課)	貸付	197台	外 来/4時間 200円（以降 30分 100円） 見舞い/1時間 220円（以降 30分 110円） 一 般/1時間 440円（以降 30分 220円） ※最初の 30分無料	H24.6～ ※新病院建 設中から開 始
合 計		807台		

2 公共施設附帯駐車場等の在り方について

こうした中、令和9年度に現在の市庁舎（第二庁舎を含む。）が、本厚木駅東口バスセ
ンター隣接の中町第2－2地区に、国・県の庁舎機能や図書館などの機能を併せ持つ「複
合施設」として、供用開始予定となっています。中心市街地という立地であるため、交通
の集中への対策や市有財産の有効活用の面でも検討する必要がありますので、市全体の
公共施設の附帯駐車場等の在り方について、検討を進めていくものです。

3 検討の視点について

市全体の公共施設の附帯駐車場等の在り方についての検討に当たっては、次の4つの視点から進めます。

(1) 利用者のための駐車場等の適正利用の視点

無料で利用できることとした場合、立地状況によっては、目的外利用や長時間の利用により、本来利用したい方が利用できないといった状況が発生しないよう、適正利用のための方策を検討する必要があります。

(2) 公平性、受益者負担の視点

駐車場等の利用者と利用しない者との間における負担の公平性を確保するため、利用者には、受益（駐車場等利用）の対価として、相応の使用料の負担を求め、駐車場等の維持管理経費に充当するという受益者負担を適正化する必要があります。

(3) 市有財産の有効活用の視点

公共施設の附帯駐車場等については、市有財産の有効活用の視点から閉庁時など空き時間を活用し、財源確保のため有効活用を図る必要があります。

(4) 環境等への配慮の視点

環境への配慮のため、利用者に一定の負担を求めることで、公共交通機関の利用を促し、交通集中の軽減を図る必要があります。

4 優先的に有料化を図っていく駐車場について

上記の4つの視点から、今後、優先的に有料化を図っていく施設は、検討の視点の全てを満たす次の施設とします。

(1) 複合施設と併せて整備する新立体駐車場、駐輪場

(令和9年度供用開始予定 駐車場：約250台 駐輪場：約240台)

なお、既に駐車場を有料化している施設もありますが、上記施設以外の駐車場等については、必要に応じて改めて検討するものとします。

特に、地域の拠点施設である公民館等の駐車場等は、施設の使用料と同様、慎重に検討します。

5 適正化の手法について

適正化の手法については、貸付や指定管理などがありますが、施設に合ったものとなるよう所管課と調整を進めていきます。

No.	手法	内容	管理運営
1	貸付	一定条件を付して土地を貸し付け、事業者が駐車場を運営する。	事業者
2	指定管理	指定管理者が管理運営する。	指定管理者
3	直営（委託）	市が直営（機器の維持管理等を委託）する。	市

6 施設利用者の駐車場等料金について

施設利用者については、手続きや利用の目的を考慮し、駐車場等の一定時間の無料利用を検討します。

【例：複合施設と併せて整備する新立体駐車場】

- （１）市役所利用者は、一定時間無料とする。
- （２）図書館及び（仮称）未来館の利用者は、現行を踏まえて検討する。
- （３）市主催会議等の出席者は、所要時間無料とする。

※国・県の施設の利用者の扱いについては、今後、国・県との協議を踏まえ、施設所管課において検討していきます。

7 料金水準について

駐車場の料金設定については、近隣の民間駐車場の料金等を参考に、民間業者への圧迫防止や目的外駐車抑制などを総合的に考慮し、検討します。

【例：複合施設と併せて整備する新立体駐車場】

- （１）平日の市役所開庁時間帯（８時 30 分から 17 時 15 分）
無料時間を超えて、引き続き駐車する場合は、出庫を促すため周辺より高い料金設定。
- （２）平日の市役所開庁時間帯以外（上記時間帯以外）
周辺並みの料金設定。
- （３）土・日、休日
周辺並みの料金設定。

8 検討体制

庁内組織として、受益者負担見直し検討委員会（施設所管課長で構成）を設置し、具体的な内容の検討を行うほか、行政改革推進本部（部長職で構成）において、見直しの方向性について検討を行います。

また、附属機関である行政改革調査委員会から意見を伺うとともに、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、検討を進めていきます。

9 今後のスケジュール

時期	内容
令和6年8～9月	・庁議 ・検討委員会、行政改革推進本部、部内会議 ・市民アンケート実施（8/28～9/13）、結果まとめ ・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」（案）まとめ ・附属機関「行政改革調査委員会」における審議
令和6年10月	・検討委員会、行政改革推進本部
令和6年11月	・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」（案）に対するパブリックコメント
令和7年2月頃	・「受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）」の策定
令和7年4月頃	・全庁周知
令和9年頃	・複合施設駐車場運用開始

※複合施設新立体駐車場の料金については、令和8年2月議会で条例案の提出を予定しています。